

平成 29 年 10 月 27 日

原子力規制庁  
長官官房 緊急事案対策室長 殿

茨城県東茨城郡大洗町成田町 2163 番地

日本核燃料開発株式会社  
代表取締役社長 土山 大



原子力事業者防災業務計画の修正状況について（報告）

本年度 8 月 1 日に公布された「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」は、本年 10 月 30 日より施行となります。

甚だ恐縮ではございますが、弊社におきましては、関係する地方自治体との修正協議がまだ完了しておりませんため、施行期日までの届出を実施できない状態でございます。

従いまして、施行期日から届出日までの運用につきましては以下のとおりといたしたく、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 施行期日から届出日までの運用

以下の内容で運用いたします。

No.	項目	内容
1	EAL の枠組み	・別紙 1 警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事象）を判断する連絡基準 ・別紙 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 ・別紙 3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の基準
2	通報・連絡・報告様式	・別紙 4 警戒事象発生連絡 ・別紙 5 警戒事象発生後の経過連絡 ・別紙 6 特定事象発生通報 ・別紙 7 特定事象発生通報（事業所外運搬） ・別紙 8 応急措置の概要（事業所内事象） ・別紙 9 応急措置の概要（事業所外運搬）
3	緊急時対策所	・別紙 10 緊急時対策所の位置 ・別紙 11 緊急時対策所の仕様
4	原子力事業所災害対策支援拠点	・別紙 12 原子力事業所災害対策支援拠点候補地の位置 ・別紙 13 原子力事業所災害対策支援拠点の候補

2. 本件運用に関する地方自治体との調整

上記 1. の内容に関しまして、以下の地方自治体に対する説明を完了しております。

- (1) 茨城県：生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課（説明日：10月26日）
- (2) 大洗町：生活環境課（説明日：10月27日）

< 本件担当：管理部 TEL(直通)：029-267-0178 >

以上

別紙 1

警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態）を判断する連絡基準

※指針で示す緊急時活動レベルは「EAL」（Emergency Action Level）という。

通報基準	具体的な運用
<p>指針 警戒事態を判断するEAL① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p>	<p>・茨城県大洗町において震度6弱以上の地震が発生した場合。</p>
<p>指針 警戒事態を判断するEAL② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区に置いて、大津波警報が発表された場合。</p>	<p>・茨城県を津波予報区とする大津波警報が発表された場合。</p>
<p>指針 警戒事態を判断するEAL③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>指針 警戒事態を判断するEAL④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>同左</p>

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

・ 指針で示す「緊急時活動レベル」を「EAL (Emergency Action Level)」という。

略称	通報基準	具体的な運用
敷地境界放射線量上昇	<p>政令第 4 条第 4 項第 1 号 第 1 項に規定する基準以上の放射線量が第 2 項又は前項の定めによるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第 4 条第 1 項（第 1 項に規定する基準） 法第 10 条第 1 項の政令で定める基準は、5 <math>\mu</math>Sv/h の放射線量とする。</p> <p>政令第 4 条第 2 項（第 2 項の定めによるところ） 法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>通報規則第 3 条の 2（検出されなかったものとみなす場合） 令第 4 条第 2 項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第 4 条第 2 項の 1 時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第 1 項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。</p> <p>政令第 4 条第 3 項（第 3 項の定めによるところ） 前項の定めによるところにより検出された放射線量が法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第 1 項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が 1 <math>\mu</math>Sv/h 以上であるときは、法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>通報規則第 4 条 令第 4 条第 3 項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断する EAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出さ</p>	<p>放射線測定設備で以下の放射線量が検出された場合</p> <p>5 <math>\mu</math>Sv/h 以上 （単位時間（2 分以内にかぎる）ごとの測定値を 1 時間当たりの数値に換算） 尚、1 <math>\mu</math>Sv/h 以上の放射線量を検出した場合は、中性子線を測定し放射線測定設備の数値と合算する。 但し、落雷の影響による場合を除く</p>

	<p>れた場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	
放射性物質 通常経路放 出	<p>政令第4条第4項第2号          当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒, 排水口その他これらに類する場所において, 当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量: <math>5 \mu\text{Sv/h}</math></p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断する EAL①          原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>ホットラボ          施設の排気筒において、事業所境界の放射線量が <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上に相当する濃度(スタックモニターで <math>1.35 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3</math>) が検出された場合。</p>
火災爆発等 による放射 性物質放出	<p>政令第4条第4項第3号          当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。) 外の場所(前号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ <math>50 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の放射線量          ロ 当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり <math>5 \mu\text{Sv}</math> の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>通報規則第6条第1項          令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。          (抜粋)</p>	<p>管理区域外          で以下の放射線量または放射性物質が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>50 \mu\text{Sv/h}</math> 以上(10分間以上継続)</li> <li>・放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の50倍以上の値に達した時</li> </ul>

	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">使用者</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域</td> </tr> </table> <p>前号に規定する場所:当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒,排水口その他これらに類する場所。</p> <p>通報規則第6条第3項      令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は,次に定めるところによるものとする。      一 放射線量については,火災,爆発その他これらに類する事象の発生の際に,令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。      二 放射性物質については,火災,爆発その他これらに類する事象の発生の際に,前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>通報規則第6条第4項      火災,爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって,その状況に鑑み,前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には,前項の規定にかかわらず,当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>通報規則第6条第2項      令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は,空気中の放射性物質の濃度について,次に掲げる放射能水準とする。      一 検出された放射性物質の種類が明らかで,かつ,一種類である場合にあつては,放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値      二 検出された放射性物質の種類が明らかで,かつ,二種類以上の放射性物質がある場合にあつては,それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度      三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては,空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち,最も低いものに50を乗じて得た値</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①      原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域	<p>(5 <math>\mu</math>Sv/h以上)に相当する濃度)          ・放射線量または放射性物質の濃度測定が困難な場合、50 <math>\mu</math>Sv/h以上(10分間継続)もしくは濃度限度の50倍以上が検出される概然性が高い場合</p>
使用者				
核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域				
<p>事業所外運搬放射線量異常</p>	<p>政令第4条第4項第4号          事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において,100 <math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>外運搬省令第2条第1項          令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は,火災,爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>外運搬省令第2条第2項          火災,爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて,その状況に鑑み,前項の検出により令第4条第4項第4</p>	<p>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において,100 <math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が火災・爆発その他これらに類する事</p>		

	<p>号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>象により発生したこと、または火災・爆発その他これらに類する事象により放射線量の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み、100 <math>\mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い状態であること。</p>
<p>原子炉外臨界のおそれ</p>	<p>通報規則第7条1項第2号          原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。          指針 施設敷地緊急事態を判断する EAL①          原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>・核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の蓋然性が高い状態にあること。          ・複数の<math>\gamma</math>線モニター警報装置が発報した場合</p>
<p>事業所外運搬事故</p>	<p>外運搬省令第3条          令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年運輸省告示第585号）第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<p>火災・爆発その他これらに類する事象により、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいまたは漏えいする蓋然性が高いこと。</p>

その他

通報規則第7条第1項第1号又

指針 施設敷地緊急事態を判断する EAL②

その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

「その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、使用施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象を言う。

「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、使用施設等に影響を及ぼすおそれにより放射線または放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象を言う。

## 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の基準

・指針で示す「緊急時活動レベル」を「EAL (Emergency Action Level)」という。

略称	通報基準	具体的な運用
敷地境界放射線量上昇	<p>法第 15 条第 1 項第 1 号            第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。</p> <p>政令第 6 条第 1 項（政令で定める放射線測定設備）            法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係隣接都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第 6 条第 2 項（政令で定める測定方法）            法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は、単位時間（10 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>政令第 6 条第 3 項第 1 号            法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。            一 第 4 条第 4 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る）  <math>5 \mu\text{Sv/h}</math>            二 （以下、略）</p> <p>指針 全面緊急事態を判断する EAL①            原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）</p>	<p>放射線測定設備で以下の放射線量が測定された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上              （1 地点 10 分間以上）</li> <li>・ <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上              （2 地点で検出）</li> </ul>



<p>放射性物質 通常経路放 出</p>	<p>政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報規則第12条第1項 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に100を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断する EAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)</p>	<p>ホットラボ 施設の排気 筒において、 事業所境界 の放射線量 が5 μSv/h 以上に相当 する濃度(ス タックモニ ターで1.3 5 × 10<sup>4</sup> Bq/cm<sup>3</sup>)が検 出された場 合。</p>
<p>火災爆発等 による放射 性物質放出</p>	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500 μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報規則第13条 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断する EAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)</p>	<p>管理区域外 で以下の放 射線量また は放射性物 質が検出さ れた場合</p> <p>・ 5 mSv/h 以上</p>
<p>事業所外運 搬放射線量 上昇</p>	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p>	<p>事業所外運 搬に使用す る容器から 1m離れた 場所におい て、10m</p>

		Sv/h以上の放射線量が火災・爆発その他これらに類する事象により発生したこと。
原子炉外境界	<p>政令第6条第4項第3号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）</p>	複数のγ線モニター警報装置が発報し、かつ中性子線測定用サーベイメーターにより中性子が継続して測定された場合。
事業所外運搬事故	<p>外運搬省令第4条</p> <p>令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条第二項、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第八十条第二項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九十四条第二項第二号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	火災・爆発その他これらに類する事象により、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいまたは漏えいする蓋然性が高いこと。
その他	<p>通報規則第14条又</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL②</p> <p>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	「その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、使用施設の安全を維持する機能に不具合を

		<p>引き起こすような事象を言う。</p> <p>「原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象」とは、使用施設等に影響を及ぼすこと等放射線または放射性物質が放出されまたは放出されるおそれがあると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>
--	--	--

警戒事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長、関係機関の長、原子力防災専門官 殿

警戒事象発生連絡

連絡者名：日本核燃料開発株式会社

原子力防災管理者

連絡先：

警戒事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所		
警戒事象の発生箇所		
警戒事象の発生時刻		時 分 (24時間表示)
発生した警戒事象の概要	警戒事象の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震</li> <li>・大津波</li> <li>・オンサイト総括が必要と認めた場合</li> <li>・委員長、委員長代行が必要を判断した場合</li> </ul>
	想定される原因	故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他 ( )
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排気モニタの指示値 変化無し, 変化有り ( cps→ cps)</li> <li>・モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り(最大値: μGy/h→ μGy/h, No. )</li> <li>・その他</li> </ul>
その他警戒事象の把握に参考となる情報		

注) 1 μGy/h=1 μSv/h と換算する。

警戒事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長、関係機関の長、原子力防災専門官 殿

警戒事象発生後の経過連絡

連絡者名：

原子力防災管理者

連絡先：

原子力災害対策指針に基づき、警戒事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所		
警戒事象の発生箇所		
警戒事象に対して取った応急措置の概要	事故対策本部の設置状況	
	被災者等に対する措置状況	
	警戒事象の拡大防止措置の状況	
	放射線量等の測定に関する措置状況	
	放射性物質によって汚染された設備等の除染に関する措置状況	
	警戒事象発生施設・設備の措置状況	
	その他警戒事象に関連して講じた措置の状況	
事業所境界及びその周辺における放射線量等の現状		
その他施設の現状等		

		_____年_____月_____日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
10 条 通 報		<input type="checkbox"/> 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報	通報者名 _____
		<input type="checkbox"/> 原災法第 15 条第 1 項に基づく通報	連絡先 _____
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき 通報します。			
原子力事業所の名称 及び場所			
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻		_____時_____分 (24 時間表示)	
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特定事象の種類	原災法第 10 条に基づく基準	原災法第 15 条に基づく基準
		<input type="checkbox"/> 敷地境界放射線量上昇 <input type="checkbox"/> 放射性物質通常経路放出 <input type="checkbox"/> 火災爆発等による放射性物質放出 <input type="checkbox"/> 原子炉外臨界のおそれ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 敷地境界放射線量上昇 <input type="checkbox"/> 放射性物質通常経路放出 <input type="checkbox"/> 火災爆発等による放射性物質放出 <input type="checkbox"/> 原子炉外臨界のおそれ <input type="checkbox"/> その他 ( )
	想定される原因	故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他 ( )	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	排気モニタの指示値 変化無し, 変化有り ( _____ cps → _____ cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り ( 最大値: _____ $\mu$ Gy/h → _____ $\mu$ Gy/h, No. _____ ) その他 _____ _____	
その他特定事象の把握に参考となる情報		_____ _____	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

注) 1  $\mu$  Gy/h = 1  $\mu$  Sv/h と換算する。

特定事象発生通報

(第 \_\_\_\_\_ 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

10 条 通 報

原災法第 10 条第 1 項に基づく通報

通報者名

原災法第 15 条第 1 項に基づく通報

連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称 及び場所			
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻		時 分 (24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原災法第 10 条に基づく基準	原災法第 15 条に基づく基準
		<input type="checkbox"/> 事業所外運搬放射線量異常 <input type="checkbox"/> 事業所外運搬事故 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 事業所外運搬放射線量異常 <input type="checkbox"/> 事業所外運搬事故 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	想定される原因		
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等			
その他特定事象の把握に参考となる情報			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

## 応急措置の概要（事業所内事象）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市長村長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概 要 (注 2)	
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。



## 【施設の運転に関するパラメータ】

## 1. 特定事象発生時の運転状況

特定事象発生時の工程	_____ 工程 _____ 設備
放射性物質の放出の有無	<input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無
放射性物質の放出状況	
排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出、 <input type="checkbox"/> 停止
放出口以外(放出場所名)	放出場所名： _____ (地上高 _____ m) <input type="checkbox"/> 放出、 <input type="checkbox"/> 停止

## 2. 特定事象の発生施設の状態

項 目	確認時刻 ( 日 時 分)
その他の状況 ・ 臨界 ・ 火災 ・ 爆発 ・ 漏えい	
特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に報告することとする。

## 【放射性物質及び放射線に関するデータ】

## 1. 放射性物質の状況

項 目	評価時刻 ( 日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全 $\alpha$ (Bq/h) 全 $\beta$ (Bq/h) 総 量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm <sup>3</sup> ) ヨウ素 (Bq/cm <sup>3</sup> ) 全 $\alpha$ (Bq/cm <sup>3</sup> ) 全 $\beta$ (Bq/cm <sup>3</sup> ) 総 量 (Bq/cm <sup>3</sup> )	
評価時刻までの放出量 希ガス (B q) ヨウ素 (B q) 全 $\alpha$ (B q) 全 $\beta$ (B q) 総 量 (B q) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出 (予測) 放出推定量 希ガス (B q) ヨウ素 (B q) 総 量 (B q) 放出継続推定時間 (h)	

## 2. 予測線量

種 類	評価時刻 ( 日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に報告することとする。

※データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することでも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も添付することとする。

項 目	評価時刻	
排気筒モニタ	時 分	排気筒名 : _____ : cps
排気筒以外の放出場所		

固定式モニタリング設備地点					
γ線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h

可動地点					
γ線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
中性子線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
ヨウ素濃度	設備地点名				
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>
	時 分	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>	Bq/cm <sup>3</sup>
その他測定項目	設備地点名				
項目	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に報告することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することでも可とする。

応急措置の概要（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市長村長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概 要 (注 2)	
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

## 【輸送容器に関するパラメータ】

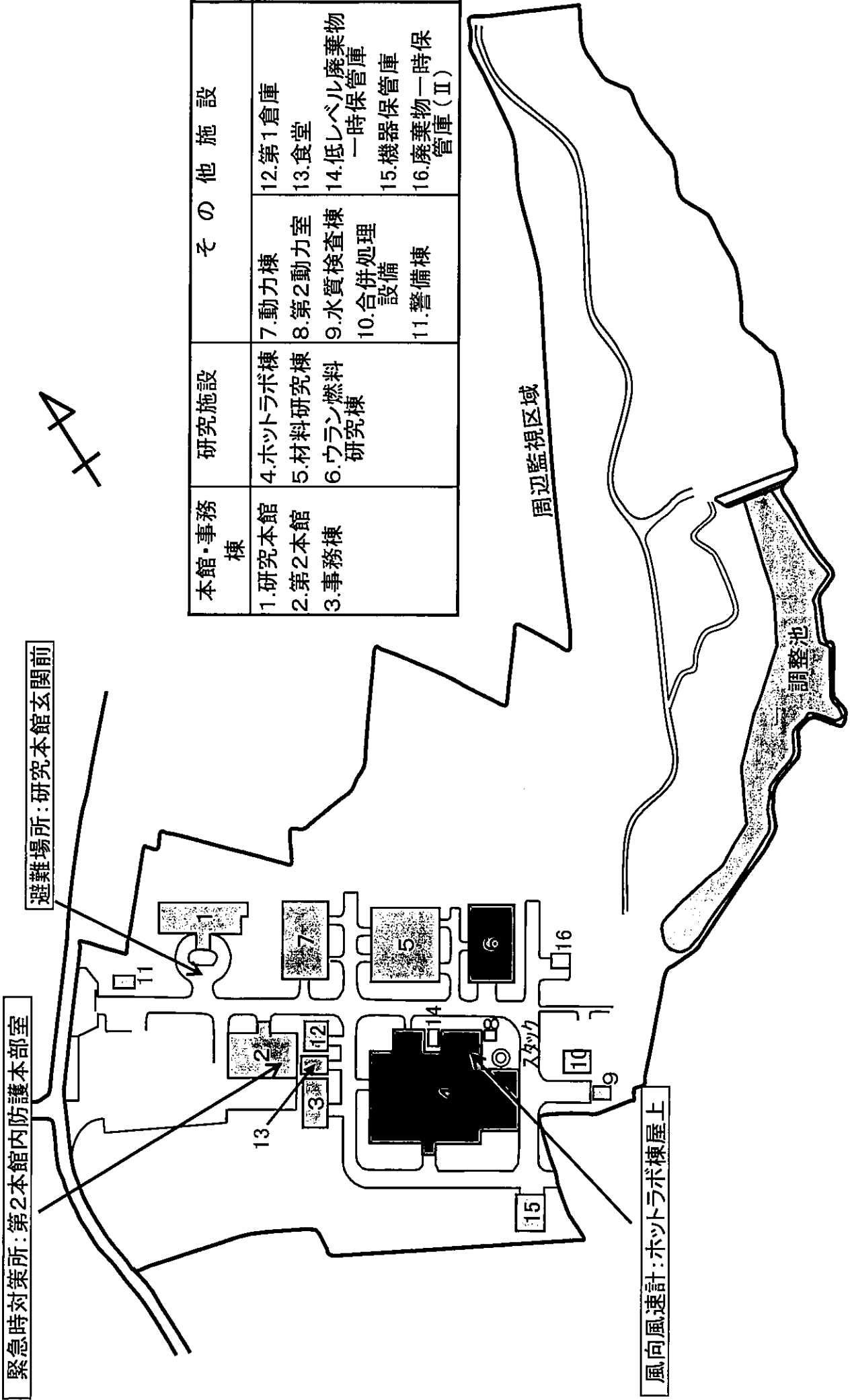
## 1. 輸送容器の状態

項 目	確認時刻 ( 日 時 分)
・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

## 2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項 目	確認時刻 ( 日 時 分)
放射性物質	
放射線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に報告することとする。



緊急時対策所: 第2本館内防護本部室

避難場所: 研究本館玄関前

風向風速計: ホットラボ棟屋上

調整池

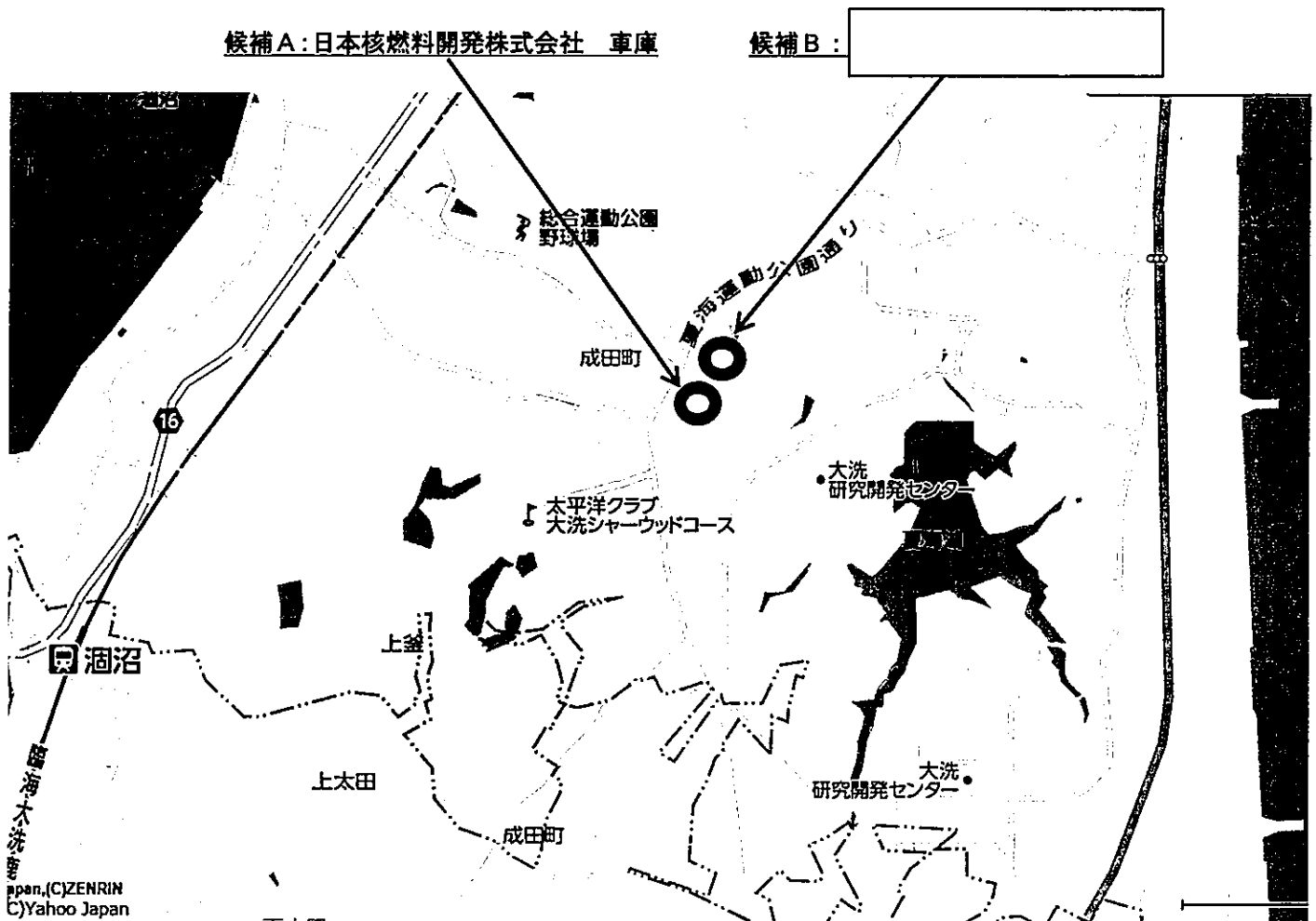
周辺監視区域

別紙 1 1

緊急時対策所の仕様

項目	仕様
広さ	延べ床面積 約 130 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造 1 階建
敷地標高	約 30m
非常用電源	非常用発電機 (ディーゼル) ※燃料備蓄 7 日間分

原子力事業所災害対策支援拠点候補地の位置



※上記2つの候補地は、平成31年度を目途に原子力事業所災害対策支援拠点を定めて整備するまでの暫定候補地である。



## 原子力事業所災害対策支援拠点の候補

候補 A : 日本核燃料株式会社 車庫

項目	仕様
所在地	茨城県東茨城郡大洗町成田町 2176 番地
広さ	50 m <sup>2</sup>
日本核燃料開発株式会社からの方位、距離	方位 : 北側 距離 : 約 50m
構造	鉄骨造

候補 B :

項目	仕様
所在地	茨城県東茨城郡大洗町成田町 <input type="text"/> 番地
広さ	50 m <sup>2</sup>
日本核燃料開発株式会社からの方位、距離	方位 : 北側 距離 : 約 100m
構造	R C 造